

6月は環境月間です

問い合わせ先
役場環境課
☎ 963-1732(直)

身近な環境を保全するために、 できることから取り組んでみましょう。

環境問題には、わたしたちの身のまわりのことから地球温暖化などの地球規模の問題まで、さまざまなものがあります。身近な環境保全から取り組み、美しく住みよいまちづくりを進めましょう。



▶ 野外焼却(野焼き)の禁止

野外焼却(野焼き)とは、家庭や事業所から出たごみを燃やす行為で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

野外焼却(野焼き)は、燃やすものによっては毒性の強いダイオキシン類の発生原因となり、煙が家の中に入ったり洗濯物に煙がついたり、周辺の

生活環境にも多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ただし、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものにおいては、次のとおり例外的に認められている場合もあります。

| 例外的に認められている野焼き | 具体例 |
|---|---|
| 法令に基づく廃棄物(ごみ)の焼却 | 松くい虫被害伐採、伝染病家畜などの国が命じたもの |
| 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物(ごみ)の焼却 | 道路敷や河川敷の草焼きなど |
| 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物(ごみ)の焼却 | 災害時の応急対策、火災予防訓練など |
| 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物(ごみ)の焼却 | 古くから伝わる風俗習慣的な行事、地域の行事における不要となったもの(しめ縄、門松)など |
| 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物(ごみ)の焼却 | 焼き畑やあぜの草、伐採した枝、漁網に付着した海産物、流木など |
| たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物(ごみ)の軽微な焼却 | 暖をとるためのたき火、キャンプファイヤーなど |

※上記の場合であっても、周辺住民から苦情があるなど、生活環境の保全上支障が生じている場合には、行政指導の対象となります。

野外焼却(野焼き)をすると、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄の禁止

不法投棄とは山林や河川、道路などに、粗大ごみ(家電など)や家庭ごみ、事業活動に伴うごみなどを捨てる行為です。

空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、犬のフンの放置なども不法投棄となり、犯罪です。悪臭やごみの飛散、火災の原因にもなります。

不法投棄をすると、5年以下の懲役もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはその両方が科せられます。

不法投棄されたごみは、その土地の所有者や管理者が処理しなくてはなりません。

見えにくい場所や誰も管理をしていないと思われる場所にごみが捨てられます。不法投棄されないような土地の適正管理と環境づくりが大切です。

不法投棄を未然に防ぐためには、以下のような方法が効果的です。

《例》

- 雑草などはこまめに刈る
- フェンスやロープなどで囲って侵入を防ぐ
- 不法投棄防止の看板を立てる

また、地域に住むみなさんの監視の目も、有効な手段のひとつになります。

投棄現場を見かけたときは、役場環境課または粕屋警察署(☎939-0110)へ連絡してください。

その際は、日時、場所、投棄者の特徴、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色などの情報提供をおねがいします。所有者や投棄者の特定に役立ちます。



▲町内で実際に不法投棄された事例



犬や猫を飼っている人はフンの片付けなどのマナーを守りましょう



○犬の散歩中のフンや尿の処理をする

散歩に出かける前にトイレを済ませましょう。フンを入れる袋や水を持って散歩し、必ずフンは持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。

○町ではこのような看板を作成し、貸し出しを行っています。



○猫は室内で飼う

「庭に猫がフンや尿をして困っている」などの苦情が町に多く寄せられています。外に出ることで車にはねられたり、感染症などの危険にさらされたりします。猫の安全を守り、近隣へ迷惑をかけないためにも、猫は室内で飼いましょう。

また、飼い主のいない猫に安易にエサを与えてしまうと、フン尿やなき声などによる近隣トラブルの原因にもつながります。エサを与えるのならば、不妊去勢手術、食べ残したエサの片づけ、フン尿の清掃を必ず行ってください。